

令和 7 ・ 8 年度

競争入札参加資格審査 申請の手引き

【建設工事・設計等】

令和 6 年 1 1 月

問合せ先



別海町総務部財政課 契約管財担当

〒086-0205 北海道野付郡別海町別海常盤町 2 8 0 番地

電話番号：0153-74-9505

FAX 番号：0153-75-0371

目次

申請の方法及び申請様式.....	1
1 競争入札参加資格について.....	1
2 町ホームページでの情報公開.....	1
3 告示.....	1
4 申請部門.....	1
5 申請の方法.....	1
6 受付期間及び受付時間.....	2
7 申請の様式建設工事部門、設計等部門の場合.....	2
8 申請に当たっての留意事項.....	2
9 共同企業体の申請様式.....	2
提出にあたっての留意事項.....	3
資格の要件.....	5
1 資格の種別（各部門別業種区分・種別表）.....	5
2 審査基準日.....	6
3 各部門共通の申請ができない要件.....	6
4 建設工事の資格要件.....	6
5 建設工事の格付審査.....	7
6 設計等の資格要件.....	7
7 協同組合等の資格要件の特例.....	8
8 資格の有効期間.....	8
審査結果通知、変更届等.....	9
1 審査結果の通知.....	9
2 変更があった場合の取扱い.....	9

申請の方法及び申請様式

1 競争入札参加資格について

令和7・8年度における本町への建設工事、測量・設計などの競争入札参加資格審査申請を次のとおり受付します。

申請をする方は、必要な資格、申請方法等を確認の上、必ず受付期間内に申請書、必要書類等を提出してください。

なお、資格審査の結果、資格者になりますと、令和7年度及び令和8年度の競争入札参加資格者名簿に登録されますが、資格があることにより指名があるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

2 町ホームページでの情報公開

町のホームページ上で、資格審査申請の情報、様式等を公開しています。

提出書類の内容や様式等のダウンロードについては、次のページをご確認ください。

別海町役場ホームページ（資格審査の情報ページ）アドレス

🌐 <https://betsukai.jp/sangyo/nyusatsu/shikaku/nyuusatu/>

3 告示

地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づく令和7・8年度の競争入札に参加する者に必要な資格の告示は、町ホームページで公開しています。申請を行う際には、確認をお願いします。

4 申請部門

- ① 建設工事部門
- ② 設計等部門

5 申請の方法

・インターネットによる電子申請

北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請となります。下記北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイトより、申請方法を確認して申請してください。

北海道市町村入札参加資格共同審査ポータル

URL：<https://www.hoctec.info/kyoshin/>

なお、インターネット環境が無い等の理由がある町内業者に限り、紙媒体での申請を受け付けるので別海町役場総務部財政課までご連絡ください。

6 受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

令和 6 年 1 2 月 1 0 日（火曜日）から令和 7 年 1 月 3 1 日（金曜日）まで

※紙媒体で申請する場合は土曜日、日曜日、祝日は受付しません。

※受付期間終了後は受付しません。

※中間年度の受付は行いませんので、この期間内に忘れずに申請してください。

※共同企業体に係る申請時期は、当該共同企業体が結成されたときとします。

(2) 受付時間（紙媒体で申請する場合）

午前 9 時から午後 5 時まで ※正午から午後 1 時までの 1 時間を除く

7 申請の様式

北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請となります。下記北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイトより、申請方法を確認して申請してください。

北海道市町村入札参加資格共同審査ポータル

URL：<https://www.hoctec.info/kyoshin/>

8 申請に当たっての留意事項

原則、前述の北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイトより電子申請となりますが、インターネット環境が無い等の理由がある町内業者に限り、紙媒体での申請を受け付けますので、下記の方法により申請書類を用意してください。

(1) 別海町役場総務部財政課の窓口で受け取る。

役場までお越しいただき、財政課窓口でお求めください。

(2) 郵送により受け取る。

切手（180円分）を貼付した返信用封筒（A4用紙が折らずに収まるサイズ）を同封し、別海町役場総務部財政課宛にお申し込みください。

9 共同企業体の申請様式

北海道様式に準ずるものとします。

提出にあたっての留意事項

(1) 提出方法について

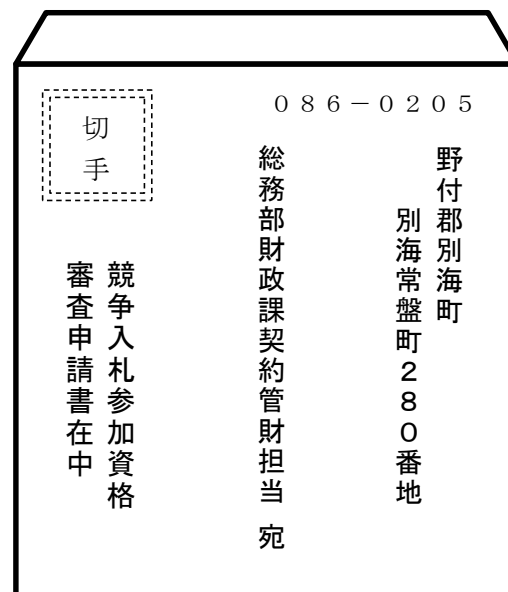
原則、北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請としますが、町内業社に限り紙媒体での申請を認めます。紙媒体で申請する場合は申請前に必ず事前チェックを行い、書類が揃っていることを確認してください。

ア 郵送申請の場合の送付先

〒086-0205 北海道野付郡別海町別海常盤町280番地
別海町役場 総務部財政課 契約管財担当 宛

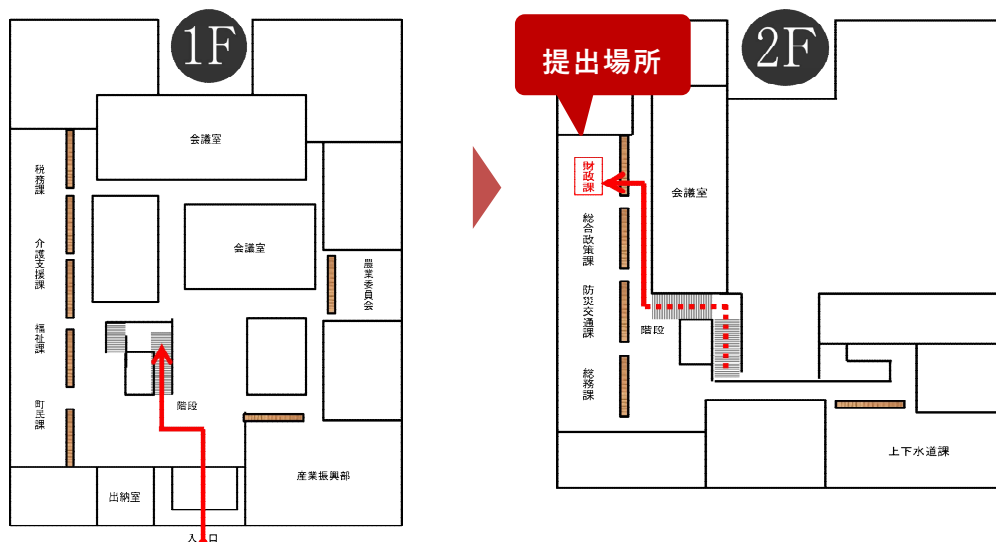
〔提出用封筒の記載例〕

提出用の封筒には、
「競争入札参加資格
審査申請書在中」
と明記してください



イ 持参申請の場合の提出場所

別海町役場2階 財政課（※役場庁舎2階の奥の窓口になります。）



(2) 使用する印鑑について

印鑑は、実際に契約書に使用する印鑑を押印してください。

使用印は、申請者の商号、役職名等が明瞭に確認できるものとしてください。

(3) 委任状について

本店の代表者が、支店又は営業所の代表者等に入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領などの権限を委任する場合は、必ず委任状を提出してください。

委任状の有効期間は、令和7年度から令和8年度の2年間（度）間（令和7年4月1日から令和9年3月31日）までとしてください。

なお、委任者又は受任者が変更となった場合は、変更届に併せ、改めて委任状を提出してください。

(4) 別海町完納証明書について

別海町に対して1税目でも納税義務がある場合には、「別海町完納証明書」の添付が必要です。（※納税証明書ではありません。）

完納証明書は、別海町役場1階の税務課窓口で申請し、取得してください。

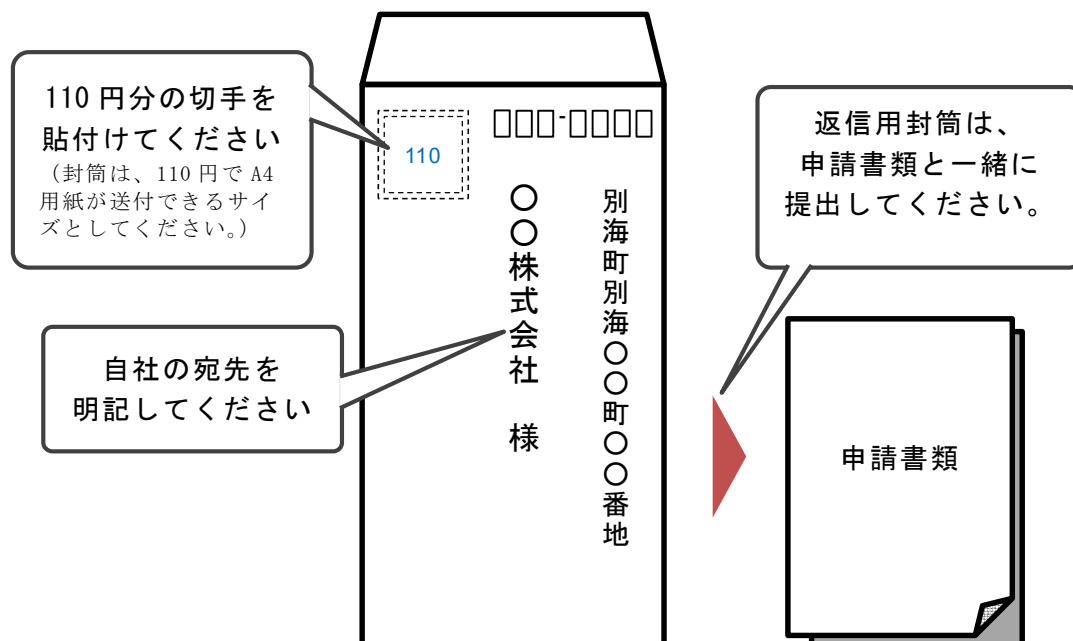
(5) 支店等に委任する場合の納税証明書について

支店等に委任する場合の「都道府県税分」の納税証明書は、委任所在地分と受任者所在地分の両方が必要となります。

(6) 返信用封筒の作成例

返信用封筒は、次のとおり作成してください。

持参で申請する場合は、返信用封筒は不要です。



資格の要件

1 資格の種別（各部門別業種区分・種別表）

（１） 建設工事部門

資格の種別	左の資格に対応する建設業の許可
一般土木工事	土木工事業・とび、土工工事業・石工事業・しゅんせつ工事業・水道施設工事業・解体工事業
舗装工事	舗装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
建築工事	建築工事業・大工工事業・左官工事業・とび、土工工事業・石工事業・タイル、れんが、ブロック工事業・鋼構造物工事業・防水工事業・内装仕上工事業・建具工事業・清掃施設工事業・屋根工事業・板金工事業・ガラス工事業・鉄筋工事業・解体工事業
電気工事	電気工事業・消防施設工事業・電気通信工事業
管工事	管工事業・水道施設工事業・清掃施設工事業・さく井工事業・消防施設工事業・熱絶縁工事業
塗装工事	塗装工事業
造園工事	造園工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業

（２） 設計等部門

資格の種別	左の資格に必要な登録等
測量	測量法第 55 条の規定に基づく登録 なお、営業所等に委任する場合は、測量法第 55 条の 13 に規定する資格を有しており、かつ、測量法第 55 条の 3 第 6 号の規定に基づく誓約書を有していること。
地質調査	地質調査業者登録規程第 5 条の規定に基づく登録 なお、地質調査現況報告書を有していること。
土木設計	建設コンサルタント登録規程第 5 条の規定に基づく登録 なお、建設コンサルタント現況報告書を有していること。
建築設計	建築士法に基づく建築士事務所の登録。 なお、営業所等に委任する場合は、委任先が建築士法第 23 条の 3 第 1 項の規定に基づく登録証明書を有していること。
技術資料作成	計量法第 107 条の規定に基づく登録

※設備設計のみを業とするものは建築設計で申請となる。

※道路清掃は、「物品・役務部門」での登録となる。

2 審査基準日

令和6年12月1日 ※各部門共通です。

3 各部門共通の申請ができない要件

次のいずれかに該当するときは、申請をすることができません。

- 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 契約に関して不正行為をし、競争入札への参加を排除されている者
- 税（町税、都道府県税、国税）を滞納している者
- 別海町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当する者

4 建設工事の資格要件

建設工事の資格を希望する場合は、次に掲げる要件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 審査基準日において、P5に掲げるそれぞれの資格に対応する建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可）を有している者で、かつ、その建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。
- (2) (1)に規定するそれぞれの資格に対応する建設業の許可について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、総合評定値（P点）の通知を受けており、かつ、その結果通知の基準日（＝決算日）が令和5年9月2日以降のものであって、資格審査の申請をする日の直前に受けたものであること。
- (3) 経営事項審査申請をした直前の営業年度終了の日の直前2年または3年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完工高を有していること。
- (4) 健康保険・厚生年金保険・雇用保険のすべてにおいて、加入又は適用除外であること。

 健康保険等の加入状況の確認方法については、提出書類となる総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の「その他の審査項目（社会性等）」欄により確認することとし、加入の有無が、「有」又は「除外」となっている場合は、資格審査の申請を受け付けます。

5 建設工事の格付審査

(1) 格付の審査について

工事の種類に応じ、次の事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案し、工事予定価格に対応する等級に格付を行います。

ア 客観的審査事項

建設業法第27条の23に規定する項目及び基準に基づき、経営事項審査の結果通知書により評価します。

イ 主観的審査事項

町が実施した種類別工事施工成績（令和5年及び令和6年分）により評価します。

(2) 工事予定価格に応ずる等級区分

種類 等級	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部 工 事	建築工事	電気工事	管工事
A	5,000万円以上 (3,000万円以上)	2,000万円 以上	1,500万円 以上	5,000万円 以上	1,000万円 以上	1,000万円 以上
B	5,000万円未満 (3,000円未 満) 2,000万円以上 (1,000万円以 上)	2,000万円 未満	1,500万円 未満	5,000万円 未満 1,000万円 以上	1,000万円 未満 200万円 以上	1,000万円 未満 300万円 以上
C	2,000万円未満 (1,000万円未 満)			1,000万円 未満	200万円 未満	300万円 未満

※一般土木工事の（ ）内の価格は、水道施設工事に対応する工事予定価格です。

6 設計等の資格要件

設計等の資格を希望する場合は、次に掲げる要件を満たしていなければなりません。

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(2) 測量の資格における要件

(1)のいずれにも該当し、かつ、測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けたものであること。

(3) 建築物設計の資格における要件

(1)のいずれにも該当し、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所若しくは二級建築士事務所についての登録を受けたもので

あること。

(4) 土木施設設計の資格における要件

(1)のいずれにも該当し、かつ、地質調査、技術資料の作成、計量証明、各種コンサルティング業務に係るものにあつては、当該申請に係る登録を受けているもので、国土交通大臣の確認印を受けた現況報告書の写しを提出できるものであること。

7 協同組合等の資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しないものとします。

- 中小企業庁が発行する官公需適格組合の証明を有するとき。
- 中小企業等協同組合法第 3 条第 4 号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

8 資格の有効期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間

※ただし、共同企業体の有効期間は別に定めます。

審査結果通知、変更届等

1 審査結果の通知

資格者名簿を町ホームページにて公表することにより、結果の通知に変えるものとします。

また、資格者台帳の公表は令和7年3月下旬頃に公開します。

2 変更があった場合の取扱い

登録内容に変更があったときは、速やかに届け出をしてください。

なお、届け出方法、様式、及び添付書類の内容は次のとおりです。

複数の部門で登録している場合は、それぞれの部門ごとに届け出をお願いします。

※物品・役務部門は「競争入札参加資格変更申請の手引き（物品・役務）を参照してください。

(1) 建設工事部門、設計等部門

北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請となります。下記北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイトより、申請方法を確認して申請してください。

なお、インターネット環境が無い等の理由がある町内業者に限り、紙媒体の申請書類を受け付けるので、別海町役場総務部財政課へ連絡してください。

北海道市町村入札参加資格共同審査ポータル

URL：<https://www.hoctec.info/kyoshin/>